

山火事・野火注意

空気の乾燥に伴い、全国、全道各地で山火事や野火が発生し、別海町においても1件（5月9日現在）の野火が発生しています。

6月以降では、山菜採りなどで入林した際のタバコの投げ捨てなどによる林野火災の発生が懸念されますので、十分に注意してください。

ごみ焼きは法律違反

ごみ焼きは火災発生危険が伴うほか、法律で禁止されており、罰金刑など厳しく処分されますので行わないようお願いします。

酪農家さんへ 農業用車両からの火災を防ぐポイント

別海町内では、毎年、牧草収穫作業中の農業用車両から出火する火災が数件発生しています。今後、牧草収穫作業が開始され、使用頻度も増加してくると思われますので、以下のポイントを押さえ、火災の未然防止に努めていただきますようお願いします。

- ポイント1** 駆動部（ベアリングなど）の破損で生じた摩擦熱から出火するケースがあります。作業開始前、終了後の注油や点検整備を行ってください。（特にロールベア）
- ポイント2** エンジンルームや機械室に堆積した細かな牧草が、エンジンの熱、駆動部の熱などによって出火するケースがあります。こまめに除去してください。
- ポイント3** 不調・不良箇所が見受けられたにもかかわらず、継続使用したため出火するケースがあります。不調・不良箇所を認めた場合は使用を中断し、点検整備の実施、又は専門業者へ修理を依頼されるようお願いします。

問合せ／別海消防署予防課 75-2200

平成26年度「危険物取扱者保安講習」開催案内

消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習が次のとおり実施されます。

1 受講対象者

- (1)危険物取扱者のうち、現に危険物の取扱作業に従事している方で、前回講習受講日が、平成24年3月31日以前の方が対象です。
- (2)危険物の取扱作業に従事していなかった方が、取扱作業に従事することになった場合は、その従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。
- (3)(2)に該当する方で、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合は、その免状交付日又はその講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

注1：保安講習受講義務のある方が受講しなかった場合は、消防法第13条の2の規定により免状の返納となる場合がありますので、上記に該当する方は必ず受講してください。

注2：危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、受講する義務はありません。

2 講習日時 平成26年7月31日(木)

午前（9時30分から12時30分）

給油取扱所以外の施設の危険物取扱者が対象

午後（1時30分から4時30分）

給油取扱所の危険物取扱者が対象

3 講習場所

標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津消防署 講堂

4 受講申込について

- 1) 受講申込締切期日：平成26年7月21日(月)
（講習日の10日前までに申込書の提出が必要。）
- 2) 申込書：消防本部又は消防署にあります。

5 問合せ先 別海消防署予防課 75-2200

根室管内 消防団員技能競技 訓練大会について



この大会は、根室管内1市4町の選抜された消防団員が集まり、日頃の訓練の成果を発揮し競い合います。

競技には、平成24年度別海消防団が北海道消防操法訓練大会で優勝し、全国消防操法大会に出場した小型ポンプ操法などもあります。是非会場にお越しただき、地域防災に活躍している消防団員にご声援の程よろしく願いいたします。

●日 時 平成26年6月15日(日)

午前9時30分から午後1時

●場 所 別海消防署前

●その他

大会に併せて防災広場（救助工作車見学コーナー、ミニ消防車放水体験コーナー、風船コーナー）を開設します。是非、お子さんを連れて会場へお越しください。

問合せ／別海消防署警防課 75-0366

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は別海、本別海・走古丹、中春別・豊原・美原、尾岱沼・床丹となります。忘れずに**6月20日**までにお申込みください。なお、証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。



また、定期的にくみ取りが必要な方に対する定期くみ取りの受付も行っています。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その6

平成26年4月から小型家電の回収が始まりました!

小型家電製品・電子機器に含まれる有用金属（レアメタル）などをリサイクルするため、家庭から排出される使用済み小型家電製品等を、4月1日から町内5ヶ所に回収ボックスを設置し無料回収しています!

回収品目

回収ボックスの投入口（縦30cm×横30cm）に入る大きさの家庭で不要になった使用済み小型家電。（コード等付属品を含む。）
（携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電話機、ファクシミリ、ラジオ、DVDプレーヤー、ゲーム機、カーナビ、リモコンなど）

回収ボックス設置場所

1. 別海町役場
2. 西春別支所
3. 尾岱沼支所
4. 上春別連絡事務所
5. 上風連絡事務所

10リットルサイズもえるごみ袋の販売を開始しています!

重いごみ袋を持つのが困難な高齢者や女性、ごみの排出が少ない単身者などからの強い要望を受け、この度、10リットルサイズのごみ袋の販売を3月から開始しています!

小サイズのごみ袋は、ごみの減量化に繋がるだけでなく、生ごみなどを腐敗する前に排出できるなど、衛生面の向上にも繋がります。

販売から3ヶ月が経過しましたが、「軽くて捨てやすくなった!」「ごみ袋を置くスペースが狭くて良い!」「生ごみの臭いから開放された!」などの声が寄せられています。

販売価格

150円

(10袋入り)

ごみ袋販売店で
購入できます。

西春別駅前町内清掃ボランティアの実施!

4月23日の早朝、別海曹友会の皆さんが宿舎から自衛隊別海駐屯地までの通勤路と明治乳業方面の清掃活動を行いました。

例年、100名前後の隊員の皆さんが、春と秋の年2回に分けて清掃活動を実施しています。



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



子育て世帯 臨時特例給付金の 手続きについて

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

別海町での申請については平成26年6月2日から（3ヶ月間）受付を開始します。支給の対象となる可能性がある「平成26年1月分の児童手当・特例給付受給者」には、児童手当現況届と一緒に申請書を送付しますが、ご自身がこの給付金の対象になるかは下記要件又は郵送される書類でご確認ください。平成26年3月で中学生修了により、児童手当資格が消滅になっている方も支給の対象となる可能性がありますので申請書を送付します。公務員の方については、申請書の送付はありませんので、下記担当又は支所等に設置の申請書で申請をお願いします。

■支給対象者 次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※1を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額※2未満
- ※1特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。
- ※2所得制限限度額については担当へお問合せください。

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外です。

- 「臨時福祉給付金」の対象※となる児童
- ※市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方〔市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く〕
- 臨時福祉給付金の申請書については送付されませんので、窓口での申請をお願いします。

- 生活保護制度の被保護者にあたる児童

- <注意点>
- 平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含まれます。
 - 上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。
 - 平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

■支給額 対象児童1人につき10,000円

■申請手続等

- 申請先：役場福祉課、又は各支所・連絡事務所（平成26年1月1日時点で住民登録がされている市町村となります。例えば平成26年1月2日より後に別海町へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。）
- 申請方法：郵送される書類でご確認ください。
- 公務員の方については「口座番号等がわかる通帳等の写し」及び所属庁から交付される「児童手当（特例給付）受給状況証明書」を併せて提出してください。

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

臨時福祉給付金

4月1日からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方の影響を考え、臨時福祉給付金を支給します。

1 支給対象者

平成26年度分住民税（均等割）が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。また、生活保護受給者も対象外です。

2 給付額

1人につき10,000円。給付対象者で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、原爆被爆者諸手当、毒ガス障害者対策手当、ガス障害者対策手当、予防接種法に基づく健康被害救済給付金、新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金、副作用救済給付又は感染救済給付を受給している方は、5,000円を加算します。

（基礎年金等は、平成26年4月又は5月の年金受給がある方が対象。その他の手当では、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象）

3 手続き

役場福祉課、又は各支所連絡事務所まで6月2日から（3ヶ月間）申請を受付けます。（印鑑、年金等の受給がわかるもの、口座番号等がわかる通帳等を持参願います）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

敬老優待無料バス券、障がい者無料バス券、福祉ハイヤー利用券申請のお知らせ

1 別海町敬老優待無料バス乗車券（所得制限有）

対象者：満70歳以上の高齢者

2 別海町障がい者無料バス利用券（所得制限有）

対象者：①障害者手帳所持者（身体・療育・精神）
②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの介護者
③12歳未満の障がい児の介護者
④6歳未満の障がい児については、介護者のみ

3 別海町福祉ハイヤー利用券（世帯全員が非課税かつ車を所有していない方）

対象者：①満70歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳所持者（1～3級）
③療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

4 バス券・ハイヤー券の利用金額

各券共通：1人年間12,000円 ※8月以降の申請から月割り交付となります。

5 申請先 役場福祉課または各支所・連絡事務所

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

6月2日(月)から平成26年度の
バス・ハイヤー券の
利用申請の受付が始まります。

児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届けは前年の所得および6月1日現在の状況を確認し、6月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、必ず期限内に手続きしてください。

現況届は6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。ただし、平成26年5月以降に初めて別海町で認定請求した方（5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など）は、今年度は届出を省略できるため郵送はありません。

- 提出書類 郵送される書類でご確認ください。
- 提出期限 平成26年6月30日(月)
- 提出場所 役場福祉課、支所及び連絡事務所

問合せ／こども・子育て担当（内線1313・1314）

町立保育園中途入園児の募集

町立保育園では中途入園希望のお子さまの募集受付をします。入園を希望される方は期間内に申込手続を行ってください。

1 募集保育園・入園対象児童など

保育園名	募集人員	入園対象児童	提出書類	連絡先
別海保育園	0才児 若干名	保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他の理由により、昼間家庭での保育を受けることが出来ない児童で、 平成26年7月7日現在で生後6ヶ月以上から就学前の児童。	●入園申込書 ●雇用証明書 ●その他必要な書類	75-2726
上西春別保育園	0才児 1名 2才児 1名 3～5才児 若干名			77-2040



※保育園の運営内容、入園基準等詳細は町ホームページをご覧ください、下記へお問合せください。

2 入園予定日 平成26年7月7日(月)

3 募集期間 平成26年6月5日(木)から6月17日(火)まで

※受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※土・日・祝日を除く

4 申込書類交付及び提出場所 福祉課こども・子育て担当又は各保育園

問合せ／こども・子育て担当（内線1313・1314）・各保育園